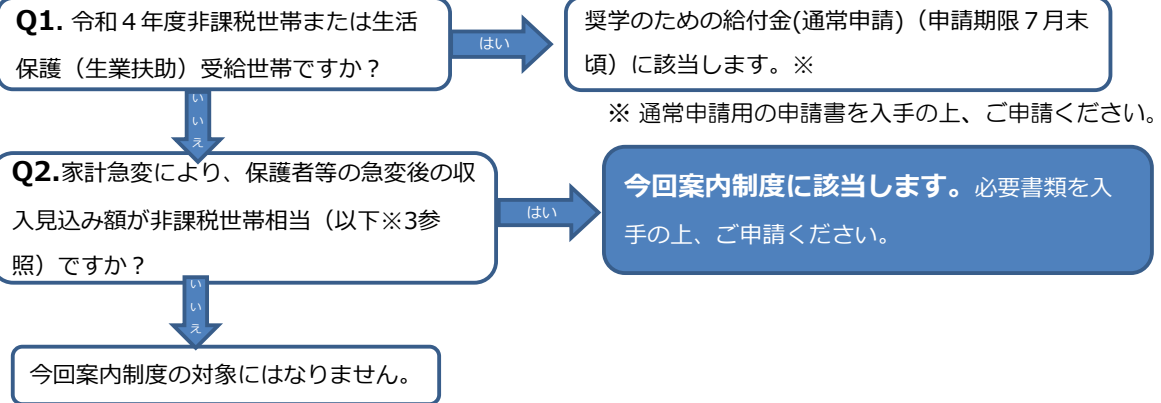


令和4年度京都府奨学のための給付金 【家計急変世帯への支援】

京都府では、私立学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とした給付金を支給します。(返還は不要)
今回のご案内は、保護者の失職等により、収入が激減した世帯が対象です。

該当確認フローチャート



1 対象者となる世帯

以下の全てに該当する世帯が対象です。

- 保護者等(親権者全員)が、**京都府内に在住している**。
- 高校生等が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学。
- 高校生等が、通算3回(定時制・通信制課程は4回)以上、奨学のための給付金を受給していない。※1

※1 学び直し支援金受給者についてはこれに加え1回(定時制・通信制は最大2回)まで追加可

- 高校生等が、就学支援金対象校である学校又は高等学校専攻科に**基準日**(※2)時点で在学しており、**休学中でない**。

※2 基準日・・・7月1日までに家計急変→基準日は7月1日

7月2日以降の家計急変→基準日は家計急変発生日等

- 家計の急変により、**家計急変後1年間**の収入見込額が住民税所得割額非課税相当(※3)であると認められること。(定年退職は対象外)

<※3 非課税相当と認められる世帯年収見込額等の例>

世帯構成	寡婦(夫)と子	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込額(会社員)※①	2,042,858円 未満	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,001円 未満
所得見込額(自営業)※②	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下

※① 会社員の方の年収見込は、給与明細等の「給与収入」のことです。

※② 自営業の方の所得見込は、事業所得(収入金額-必要経費)のことです。

2 家計急変の必要書類について

申請書及び以下の①～④の添付書類を提出してください。申請書類は、京都府のホームページからダウンロードすることができます。

- ① 家計急変の発生事由及び発生時期が確認できる書類のコピー(例：離職票)
- ② 家計急変前の収入が確認できる書類(例：令和4年度課税証明書)
- ③ 家計急変後の収入が確認できる書類(例：給与明細)
- ④ 世帯全員の保険証のコピー

3 給付額（年額）について

世帯状況 (※全：全日制、定：定時制)	給付年額	7月2日以降に家計急変した際の給付額
住民税所得割非課税（全・定）（第1子）	134,600円	7月以降に家計急変となった場合は、「令和5年3月までの月数」に応じて月割支給となりますので、左記の年額と異なります。
住民税所得割非課税（全・定）（第2子以降） 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000円	
住民税所得割非課税（通信制・専攻科）	52,100円	

4 申請書申請先・提出期限

【京都府認可校】

学校に提出してください。提出期限は、学校により異なります。

【京都府認可校以外】

○京都府HPで申請書をダウンロードし、京都府宛てに郵送してください。

(京都府HP：<http://www.pref.kyoto.jp/bunkyo/syogakukyufukin.html>)

○申請期限については下記のとおりです。

① 7月より前の家計急変：7月1日（金）～7月31日（日）

② 7月以降の家計急変：令和5年2月24日（金）まで随時受付

■宛先：

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
京都府文化スポーツ部文教課 奨学のための給付金担当

※送付の際は、必ず封筒に「奨学のための給付金 家計急変(申請)」と朱書きし、封筒に送り主の住所・氏名も記載してください。

【お問い合わせ先（私立担当）】

京都府文化スポーツ部文教課 奨学のための給付金担当

(電話：075-414-4516,4542)

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

